

広島県告示第二百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定によつて、指定構造計算適合性判定機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十七年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

1 名称

株式会社建築構造センター

2 住所

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		南九州事務所 鹿児島県鹿児島市東千石町一番三号 鹿児島 島第2ビル三階B室			鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町一番二二号 鹿児島島MSビル2階B号室

3 変更年月日

平成二十七年四月十日